

経済要録

国 内

◆政府、「平成 16 年度予算編成の基本方針」を閣議決定

政府は、12月5日、「平成 16 年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。その内容は以下のとおり。

平成 16 年度予算編成の基本方針

I. 日本経済の再生に向けた構造改革の推進

1. 我が国の経済と財政の状況

(我が国経済の現状)

世界の景気回復に明るさが増している。こうした中で、我が国経済についてみると、景気改善の状況には地域差がみられるが、雇用情勢は依然として厳しいものの持ち直しの動きがみられ、企業収益の改善等、企業部門に前向きの動きがみられるなど、景気は持ち直している。

(平成 15 年度及び平成 16 年度の我が国経済)

平成 15 年度については、踊り場的な状況がみられた後、米国をはじめ世界経済が徐々に回復に向かう中で、輸出や生産が再び緩やかに増加していくとともに、企業収益の改善が続き、設備投資も増加に転じるなど、企業部門が回復していく。これにより、我が国経済は、民需中心に緩やかに回復していくものと見込まれる。実質経済成長率は平成 14 年度に続いてプラスとなると見込まれる。ただし、デフレについては、物価の下落幅は縮小していくものの、なおデフ

レ傾向は継続する。

平成 16 年度については、世界経済の回復が続く中で、生産や設備投資の緩やかな増加が続き、こうした企業部門の動きにより雇用・所得環境も厳しいながらも持ち直しに向かい、家計部門にも徐々に明るさが及んでいくことが期待される。こうしたことから、我が国経済は、引き続き緩やかな回復過程を辿るものと見込まれる。デフレ傾向は継続するおそれがあるものの、需要の回復等に加え、政府・日本銀行一体となつた取組を進めることにより、デフレ圧力は徐々に低下していくと見込まれる。他方、海外経済や金融・為替市場の動向等には、引き続き留意が必要である。

なお、具体的な経済成長率等については、政府が年末にとりまとめる「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」において示されることになる。

(財政事情)

我が国財政は、バブル経済崩壊後、総じて景気回復を優先した財政運営を行ってきた結果、先進国のいずれの国と比較しても極めて深刻な状況にある。平成 15 年度予算では、国債発行額を極力抑制することとしたものの、公債依存度は 44.6% にも及ぶ見込みである。

また、かつてのような高い経済成長に依存した税収の伸びが期待できない中で、急速な人口の高齢化等に伴う諸経費の増大や公債の累増に

伴う国債費の増大等により歳入歳出構造はますます硬直化してきており、財政構造についての思い切った見直しがなければ、歳出と税収の多額のギャップは年々拡大していく可能性が強い。

このような財政の持続可能性に対する懸念の増大を放置することなく、今後も引き続き、財政構造改革に着実に取り組み、将来世代に責任が持てる財政を確立する必要がある。

2. 日本経済の再生に向けて (構造改革の推進と我が国経済)

厳しい経済情勢にあっても、構造改革なくして日本経済の再生と発展はない。

改革は途半ばであるが、不良債権処理の着実な進展、動き出した構造改革特区、最低資本金特例を利用した起業の登場など、改革の芽は現れつつある。

こうした改革の芽を「再生日本」という大きな木に育てていくためには、これまでの2年半余にわたる改革の成果を更に浸透させつつ、「改革なくして成長なし」「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」との方針の下、引き続き、規制、金融、税制及び歳出の各分野にわたる構造改革——構造改革特区をはじめとする規制改革の推進、平成16年度における不良債権問題の終結を目指した「金融再生プログラム」の推進、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保する税制への改革、社会保障制度改革、「三位一体の改革」等と併せ、持続可能な財政構造の構築——をスピード感を持って一体的かつ整合的に実施することにより、デフレを克服しつつ、21世紀にふさわしい仕組みを作り上げていかなければならない。その際、改革は民間需要と雇用の拡大を重視して進める。こうした改革路線

を堅持し、「改革と展望—2002年度改定」(平成15年1月24日閣議決定)に沿い、民間需要主導の持続的な経済成長の実現と2010年代初頭における国・地方合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指すこととする。

(地域経済の活性化)

日本経済の再生は元気な地域経済に支えられて実現する。地域が持つ潜在力が十分に発揮できるよう、構造改革の成果の更なる浸透を図りつつ、地域自らの意欲と行動に立脚し地域経済の活性化と地域雇用の創造を推進する。

地域経済の活力を引き出すため、構造改革特区をはじめとする規制改革を引き続き大胆に進めるほか、地域の創意工夫と特性を活かし地域産業の活性化を図るとともに、雇用政策、中小企業政策等を積極的に展開する。また、行政サービスのアウトソーシングについては、その推進に当たり阻害要因がある等の地域等の声を踏まえ、地方の自主性の発揮、行財政の効率化、住民サービスの質的向上、地域雇用の拡大・地域経済の活性化といった観点からこれを積極的に推進する。「地域再生本部」においては、構造改革特区推進本部等と連携しつつ、年内を目途に「地域再生に関する基本指針」を策定するとともに、それぞれの地域の再生のための取組に対しワンストップでの国の支援を推進する。具体的には、雇用政策、中小企業政策等の関係政策との連携の推進等を図りつつ、構造改革特区の措置のほか、権限移譲やアウトソーシング、施策の連携・集中といった支援策を講じ、技術や人材、観光資源、自然環境等を活用した地域の基幹的な産業の再生・事業転換、新規産業の創出をはじめとした地域自らが策定する地域の再生のための計画を支援する。

II. 平成16年度予算の基本的考え方

(「改革断行予算」の継続)

平成16年度予算編成に当たっては、これまでの「改革断行予算」という基本路線を継続し、構造改革を一層推進し、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るようにする必要がある。

すなわち、「官から民へ」「国から地方へ」「利用者の選択の拡大へ」「ハードからソフトへ」といった基本的考え方沿って、制度・政策の抜本的見直しを行うとともに、政府全体の歳出を国と地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、政府の大きさ（一般政府の支出規模のGDP比）を極力抑制し、持続可能な財政構造の構築を図り、将来においても我が国経済の活力を維持する必要がある。平成16年度予算編成においては、以上の考え方沿って、歳出全体にわたる徹底的な見直しを行い、歳出改革を一層推進する。

また、予算手法のイノベーションに取り組むこととし、「モデル事業」を試行的に導入するとともに、「民間の潜在力を最大限引き出すための制度改革、規制改革等の施策と予算の組合せ」（「政策群」）という手法を活用する。

平成16年度予算は、一般会計歳出及び一般歳出について実質的に平成15年度の水準以下に抑制する。特別会計については、各特別会計の性格及び予算執行の状況等を踏まえ、事務・事業の見直しを行い歳出の効率化・合理化を図る。予算の配分に当たっては、歳出構造改革を推進するとの基本的考え方を踏まえ、「政策群」の手法を活用するとともに、活力ある社会・経済の実現に向けた4分野（「人間力の向上・發揮－教育・文化、科学技術、IT」「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」、「公平で安心な

高齢化社会・少子化対策」「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」）に重点的かつ効率的な予算の配分を行う。

予算配分の重点化・効率化を行うため、一般歳出を「公共投資関係費」、「義務的経費」、「裁量的経費」に区分し、「公共投資関係費」、「裁量的経費」について二割増の要望を認めつつ厳しい予算配分を行う。このうち、公共投資関係費については、その総額を前年度予算額から3%減算した額の範囲内に抑制する。第二に、義務的経費については、自然増を放置することなく、制度・施策の抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図る。第三に、裁量的経費については、前年度予算額から2%減算（科学技術振興費に相当する額を除く。）した額を上限として縮減を図る。その際、政策評価等の結果を一層活用する。また、予算全体について、物価動向に加え、行政サービスの簡素化・効率化を織り込み、単価を引き下げる。

また、歳入面においては、財政赤字の拡大や高水準の債務残高に鑑み、国債発行額を極力抑制する。国債発行による資金調達に当たっては、中長期的な資金調達コストの最小化や国債市場の安定化等の観点から、公的債務の各種リスクを適切かつ専門的に管理するなど、適切な債務管理政策を実施する。税外収入については、可能な限りその確保を図る。

なお、平成16年度財政投融資計画については、財投改革の趣旨を踏まえ、中小企業対策などセーフティネットの構築等真に必要な資金需要には的確に対応しつつ、対象事業の一層の重点化を図る。また、そうした中で、地方分権を推進する観点からも、地方公共団体ごとの資金調達能力に配慮しつつ、地方債計画における政府資金等の公的資金の見直し・縮減を図る。

(予算手法のイノベーション)

平成16年度予算編成においては、予算手法のイノベーションとして「モデル事業」と「政策群」に取り組む。その成果を今後の予算編成にも活用することとする。

① モデル事業

「モデル事業」として要求が行われている事業について、

- ・定量的な政策の達成目標（原則としてアウトカム指標）を有し、達成期限・達成手段が明示されている、
- ・評価方法が明示されている、
- ・目標期間が1～3年程度で、各年度ごとの達成目標が明らかにされている、

場合には、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行うこととする。具体的には、国庫債務負担行為・繰越明許を活用した複数年度にわたる事業の予算執行の弾力化や目の大括り化、各目の相互間における流用の弾力化といった手法を活用する。

事後評価については、達成目標や評価方法を客観的なものとすることにより厳格に行う。その際、政策評価や予算執行調査等を活用する。

② 政策群

予算配分の重点化・効率化に当たり、政策目標の実現に向け、制度改革、規制改革等と予算措置を組み合わせる「政策群」の手法を活用することにより、構造改革と予算の連携を強める。その際、原則として府省横断的に対応し、重複排除を図るなど政策の実効性・効率性を高めるほか、より少ない財政負担で

民間活力を最大限に引き出すものに特に重点を置くなどにより、予算の効率性の向上と歳出の質の更なる改善を図るとともに、予算との連携により制度改革、規制改革等を推進する。

その状況について、執行段階及び事後において厳格な検証を行い、国民への説明責任を果たすとともに、その後の政策に反映させる。その際、政策評価や予算執行調査等を活用する。

- －平成16年度予算編成における「政策群」－
- ・少子化の流れを変えるための次世代育成支援
 - ・若年・長期失業者の就業拡大
 - ・世界最先端の「低公害車」社会の構築
 - ・緑豊かで安全・快適な都市の再生
 - ・都市と農山漁村の共生・対流の推進
 - ・外国人が快適に観光できる環境の整備
 - ・科学技術駆動型の地域経済発展
 - ・災害等緊急事態対応の強化
 - ・民間との協働による犯罪者の更生と社会復帰支援体制の構築
 - ・安全かつ効率的な国際物流の実現

(行政改革)

「聖域なき構造改革」の考え方の下、簡素で効率的な行政システムを確立するため時代の要請に即応して行政の役割を見直し、行政組織等の減量・効率化や特殊法人等改革など行政の構造改革を推進する。

国家公務員の定員については、全体としてスリム化を図る中で、治安など真に必要な部門には適切に定員を措置する。このためにも、政府全体としての定員配置の適正化を図る観点から、ＩＴ化に伴う業務改革やアウトソーシングの推進、業務の必要性の見直しの徹底等により、更

なる減量・効率化を推進し、強力に合理化を進める。また、行政需要の変動に的確に対応しうるよう、府省間及び府省内での定員の再配置を推進する。これらにより、メリハリのある定員配置を実現するとともに、引き続き国家公務員数の純減を実施することとし、次期通常国会に総定員法改正法案を提出し、定員の最高限度の大幅な引き下げを図る。独立行政法人・特殊法人等についても、例えば人件費を含む一般管理費の削減や厳しい定員削減の実施など、役職員数も含めた一層の事務運営の効率化を図る。

また、総人件費を極力抑制するとの基本方針を堅持することとする。

特殊法人等向け財政支出については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づく事業の徹底した見直しの成果を平成 16 年度予算に反映させることにより、独立行政法人への移行分なども含めて厳しく抑制を図る。

（税制改革）

税制については、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保するための「るべき税制」の構築に向けた検討を、引き続き進める。

こうした観点から広範な税目にわたり包括的かつ抜本的な改革を行った平成 15 年度税制改革は、着実に経済活性化に向けた効果を発現しつつあり、平成 16 年度においても 1.5 兆円の先行減税が継続する。

平成 16 年度税制改正においては、平成 15 年度税制改革の効果の浸透を的確に見極めるとともに、財政規律の維持に適切に配慮しつつ、引き続き真に有効な施策の検討を進める。また、こうした改革の一環として、国際的な投資交流

を通じた経済活性化等を実現するため、日米租税条約の約 30 年ぶりの全面改正及びこれを契機とした関連諸制度の見直しを行う。

III. 岁出の見直しと構造改革の推進

平成 16 年度予算は「改革断行予算」を継続し、歳出全体を厳しく見直し大胆な質的改善を図ることとする。我が国経済の活性化を図るため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定。以下「基本方針 2003」という。）に基づき、「政策群」の手法を活用するとともに、以下の 1 から 4 までに掲げる 4 分野について、これまでの実績・評価を考慮しつつ政策効果が顕著なものについて重点的かつ効率的に推進する。また、5 から 7 までに掲げる社会資本整備、社会保障制度及び地方財政の事項についても制度・施策の見直しを行う。さらに、農林水産、ODA 等については「基本方針 2003」に即し歳出の見直しに取り組む。

1. 人間力の向上・發揮－教育・文化、科学技術、IT

世界最高水準の大学を育成するため、平成 16 年 4 月の国立大学法人への移行等の施策を通して大学改革を着実に推進するとともに、第三者機関による厳格な成果評価等により競争環境を整備する。法科大学院をはじめとする専門職大学院の設置等、専門職業人養成を目的とする高度で多様な教育機会を拡大する。

また、初等中等教育について、教育の質を向上させ、豊かな心を持ち確かな学力と創造性を持った人材の育成を図るため、地方の自主性を一層尊重するとともに、学校や教員の個性と競争を重視しつつ、教育改革を推進する。健康な

心身を育み、食の安全・安心確保の基礎となる「食育」を推進する。機関補助の在り方について一層の見直しを図る一方、奨学金事業の充実等意欲と能力のある個人の主体的な自助努力を支援する施策を推進する。民間の活用等により、雇用、産業、教育の連携や地域の主体的取組等を通じて、若年者の職業的自立を促進するとともに、長期失業者対策を進める。さらに、文化芸術分野を含め優れた人材育成を図るとともに、生涯スポーツ社会の実現を目指し、文化・芸術・スポーツを活かした豊かな国づくりを進める。

科学技術創造立国の実現のため、国際的に卓越した基礎研究及び①ライフサイエンス、②情報通信（IT）、③環境、④ナノテクノロジー・材料の4分野など、国の発展の基礎の強化、国際競争力の強化、安心・安全で快適な社会の構築に資する分野への重点化を進めるとともに、経済活性化のための研究開発プロジェクトを推進する。その際、更なる質的向上を図るため、施策の優先順位付け（SABCの4段階）等を踏まえたメリハリをつけるとともに、重複の排除や見直し等を行う。特に、競争的研究資金については、評価体制の整備等の制度改革を行いつつ、その重点的推進を図る。また、科学技術を通じた地域経済の発展を目指し、产学研官連携の推進及び地域科学技術の振興を図る。さらに、知的財産立国に向け、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月8日）に基づき、特許審査の迅速化や模倣品・海賊版対策等の施策を推進する。なお、独立行政法人や国立大学法人等が効率化を進め、必要性が薄れた科学技術活動の見直しを行いつつ、重要とされる活動を積極的に実施できるよう配慮する。

「2005年に世界最先端のIT国家となるとともに、2006年以降も世界最先端であり続ける」との目標達成に向け、「e-Japan 重点計画－2003」（平成15年8月8日）を踏まえ、重点的に整備されてきたIT基盤を活用して医療をはじめとする7分野に係る先導的な取組を行い、IT利活用を推進する。なお、これらの施策の推進に際しては、民間が主導的な役割を担うとの原則に沿って官民の役割分担を明確にするとともに、これまでの基盤整備に係る成果の検証等を踏まえ、施策の重複の排除や既存のプロジェクトの見直しを行う。

2. 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応して、我が国の活力の源泉である都市の魅力と国際競争力を高め、稚内から石垣まで、全国で都市の再生を実現することが重要な課題である。このため、地方に対する支援の枠組みの充実を図る。都市再生プロジェクト等を活用し、各種の都市基盤整備を重点的に進めることなどにより、民間資金やノウハウ等を引き出し新たな民間投資や消費を喚起する。また、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、民間都市開発への支援の充実等を通じた施策を行うなど、「都市再生基本方針」（平成14年7月19日閣議決定）に基づく施策を、優先度を踏まえつつ、重点的に実施する。

また、地域経済の活性化と地域雇用の創造に向け、農業の競争力の強化等地域産業の活性化、都市と農山漁村の共生・対流、観光立国の実現、安全な地域づくり等を総合的に推進する。さらに、地方の自立と活性化を促進するため、市町

村合併を効果的に支援する。

日本経済の活力の源泉であるとともに、地域経済と地域雇用を支える存在である中小企業の再生と革新を支援する。やる気と能力のある中小企業者への円滑な資金供給等のセーフティネットの確保を図るとともに、中小企業再生支援協議会の一層の活用等中小企業の再生を積極的に支援する。また、創業や中小企業による新事業等への挑戦に対し、人材育成や技術力の活用等の観点から積極的に支援する。

また、「世界一安全な国、日本」の復活を実現するため、住民の安全と治安の確保を図る。

3. 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

少子化の進行により我が国の人口は2007年から減少に転じ、急速に高齢化が進むことが予測される中で、持続可能な社会保障制度の構築に努めることが重要な課題である。

次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図り、少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策を総合的に推進する。このため、平成15年度税制改革の趣旨を踏まえ児童手当の充実等を行うとともに、職場と地域を通じた子育て支援体制の強化、仕事と子育ての両立支援のための保育所や幼稚園における待機児童ゼロ作戦等を進める。

また、公設民営方式やPFI方式をはじめとした民間活力の活用により介護、保育サービスの供給体制を効率的に整備するとともに、公共交通等の公共空間のバリアフリー化による移動手段の確保を図り、高齢者が尊厳を保ちつつ積極的に社会参加ができるような社会の構築を目指す。

さらに、食の安全に対する消費者意識の高ま

り等に適切に対応し、消費者に信頼される食の安全・安心体制の確保を図る。

4. 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

経済が持続的に成長するためには、環境保護と経済発展の両立が重要な課題である。関係府省は施策の重複を排除しつつ連携・協力し、循環型社会・脱温暖化社会の構築等に向けた取組を進める。その際、環境技術の実用化に向けた研究・開発等科学技術の活用を進め、民間の取組を促進し、環境セクターの創出・拡大を図る。

「循環型社会形成推進基本計画」（平成15年3月14日閣議決定）に基づき、廃棄物等の発生抑制、再使用、リサイクル（いわゆる3R）や不法投棄の防止等の着実な実施を図り「ゴミゼロ社会」の構築を目指す。また、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月27日閣議決定）を着実に推進する。さらに、京都議定書の目標達成に向けて、国民各層一体となった取組に加え、低公害車の普及や多様で健全な森林の育成等自然生態系の保全・再生に直接つながる事業等を推進する。併せて、都市のヒートアイランド対策を進める。

5. 社会資本整備

公共投資関係費の水準については、前年度予算から3%以上削減しつつ、上記1から4までに掲げる4分野を中心に、雇用・民間需要の拡大に資する分野への重点配分を行う。公共事業の国庫補助負担金については、「三位一体の改革」も踏まえ、その内容を見直すとともに、公共投資関係費全体の削減を上回る縮減を行う。

なお、今後の事業の実施に当たっては、地域における実情を勘案し、円滑な事業実施に努め

る。

(公共事業関係計画の見直し)

公共事業については、その重点を従来の事業の量から事業により達成すべき成果へと転換することが求められている。また、成果を達成する上で、関連する事業（ソフト施策を含む。）を適切に組み合わせることにより効率的な事業実施を図る必要がある。このような観点から、9本の計画を一本化して「社会资本整備重点計画」（平成15年10月10日閣議決定）が策定されたところであるが、森林整備保全事業計画策定においても、同様の考え方により取り組む。

(公共投資の重点化)

重点分野に施策を集中しつつ更に絞込みを図るため、整備水準、整備の緊急性、経済構造改革の推進、官と民・国と地方の役割分担等の観点から、各事業の目的・成果に踏み込んできめ細かく重点化を図る。

具体的には、三大都市圏環状道路、中枢国際港湾、大都市圏拠点空港等我が国の競争力の向上に直結する投資を推進するとともに、地方の自主性を尊重しつつ、民需を喚起するような都市機能の高度化、密集市街地の解消、豪雨災害対策、公共空間のバリアフリー化、リサイクルの推進等の課題について、事業横断的に取り組む。

他方、以下の分野については継続案件を含め厳しく見直しを行う。

- ・上水道、工業用水などについては、普及率が上がっていること等を勘案し、整備の在り方を厳しく見直す。
- ・ダムについては、事業再評価を厳正に実施し、見直しを推進する。また、大規模ダム

事業について、実施計画調査の新規着手を凍結する。さらに、建設中のダムについては、本体工事中のものに重点投資し、準備段階のものは抑制する。

- ・下水道汚水管渠の維持更新に対する補助については原則廃止する。
- ・都市公園に対する補助については、防災公園等を除き、抑制する。
- ・地方道については、空港・港湾アクセス等一般国道に準ずるネットワークを形成する事業や交通安全対策、沿道環境対策などを除き、厳しく抑制する。
- ・地方港湾については、港湾の統合を促進しコスト縮減を図るとともに、事業を厳に抑制する。重要港湾についても、小規模な施設については、原則として新規採択を厳に抑制する。
- ・地方空港の整備については厳しく抑制する。
- ・住宅対策については、公営住宅の用地費に係る補助の削減を図る。特定優良賃貸住宅については、地域の需要動向を踏まえ、新規補助を厳しく限定する。
- ・農林水産関係の公共事業は、担い手への集中など構造改革の実現に直結するものを厳選する。関連するソフト施策との連携を重視し、ハードからソフトへの転換の努力を進める。また、農山漁村における一般的な生活環境整備（集落排水、農道等）については、重点化を図りつつ、地方との役割分担も踏まえ抑制する。

また、地域間の予算配分は、整備状況を踏まえて弾力的に行う。

(公共事業の効率性・透明性の向上)

公共事業においても、政策目標を国民の視点

で策定し（Plan）、目標達成のために予算を効率的に活用し（Do）、目標達成状況を厳しく評価し（Check）、評価結果を施策改善や予算に反映させる（Action）というマネジメントサイクルを確立するとともに、情報公開を徹底し、透明性の向上を図る。

今後5年のコスト縮減目標である15%の総合コスト縮減率の達成に向け、民間企業等の取組を踏まえて、積算や入札方法を見直すなど、コスト構造改革に取り組む。さらに、契約方法の工夫やコスト縮減へのインセンティブを持たせる方策を検討し、羽田空港の再拡張事業についても活用していく。

PFIの活用、既存ストックの有効活用、機能の類似した事業間の連携強化、集中投資による事業期間の短縮化、規格の見直し等により効率的な整備に努める。

また、費用対効果の観点等も踏まえ、政策目的を達成する上で公共事業（ハード）よりも有効なソフト施策がある場合には、ソフト施策の積極的な活用を図る。

（個別プロジェクトの見直し）

再評価を適切に実施することにより、社会経済情勢の変化に伴い必要性の低下した事業を中止するなど、個別プロジェクトの見直しを行う。事業評価に当たっては、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うとともに、乖離の原因、改善策も含めた関連情報の公開を徹底するほか、第三者によるチェック機能を強化する。また、事業評価を踏まえ個別事業の新規採択・継続・中止の判断を行うことにより評価結果を予算に十分反映する。なお、評価手法については、事後評価の結果や他の事業で用いられている手法との比較検討を踏まえ、一層の改善を図

る。

6. 社会保障制度

社会保障制度は、国民の安心と生活の安定を支えるセーフティネットであり、経済と調和し、かつ、国民生活の安心を確保できる、若者と高齢者が支え合う公平で持続可能な制度を確立することが、経済社会の活力の源である。今後の一層の少子高齢化の進行の下で、政府の規模を抑制するとの方針を踏まえ、社会保障給付費の伸びを抑制するとともに、社会保障サービスを利用する国民の立場に立った総合的かつ一体的な制度改革を行う。こうした観点から、平成16年度に年金制度の改革に取り組むとともに、医療保険制度及び介護保険制度の改革に向けて国民的議論を行い、持続可能な制度を確立する。

平成16年度予算においては、年金をはじめ医療・介護・生活保護等の分野の制度改革や近年の賃金・物価動向等を踏まえた給付・コストの見直しにより、社会保障関係の自然増を6,900億円以下に抑制する。

（年金）

平成16年度の年金、手当等については、保険料を納付する現役世代との均衡や制度に対する信頼確保の必要性等を考慮し、物価スライドを実施する。

さらに、年金制度改革については、現役世代の負担が過大なものとならないよう、給付と負担の見直しを行い、将来にわたり持続可能で、国民生活の「安心」と経済社会の「活力」の基盤となる年金制度とするため、「基本方針2003」を踏まえ、平成16年度予算から反映するよう取り組む。

(医療・介護・生活保護・雇用等)

医療については、保険者の再編・統合、高齢者医療制度及び診療報酬体系についての「基本方針」（平成15年3月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）を早期に具体化するとともに、増大する高齢者医療費の伸びの適正化方策や、公的保険給付の内容及び範囲の見直し等の「基本方針」以外の課題について早期に検討し、実施に移す。また、「医療サービス効率化プログラム（仮称）」については、工程表を改めて作成し、早期の完全実施を行う。これらにより、公的医療費の伸びの抑制を図り、経済・財政とも均衡のとれたものとなるよう、持続可能性のある医療制度への改革を加速する。

診療報酬については、近年の物価・賃金動向、経済動向、厳しい保険財政の状況等を踏まえ、国民負担の軽減を図る観点から水準全体を適正に見直す。薬価等については、市場実勢価格等を踏まえ、適正に見直す。診療報酬体系について、経済・財政と均衡をとりつつ、「基本方針」を踏まえ、入院医療の包括化の推進等を行い、効率的で質の高い医療を確保する。

介護保険制度については、給付費が増大する中、制度全般の検証を行い、介護保険が適用される給付の内容及び水準、施設・在宅の枠組みを越えた新しいタイプのサービスの在り方、施設サービスにおけるいわゆる「ホテルコスト」等給付と負担の在り方について検討を行い、介護保険法施行後5年を目途とする制度見直しの中で、必要な措置を講ずる。

生活保護については、物価・賃金動向、社会経済情勢の変化、年金制度改革等との関係を踏まえ、老齢加算等の扶助基準など制度、運営の両面にわたる見直しを行う。

雇用については、多様な働き方の実現や円滑

な労働移動を可能とするため、雇用維持支援・雇入れ助成から労働移動支援・ミスマッチの解消に、生活支援から早期再就職支援等の自立支援に重点化するとともに、民間の積極的活用、地域の実情を踏まえた施策の実施に取り組む。その際、政策効果や利用実績を踏まえた見直しを行う。

7. 地方財政

国と地方に関する「三位一体の改革」を推進する。それにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

(地方歳出の見直し)

国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、民間委託の推進など国・地方を通じた事務事業の在り方の見直しや、国庫補助負担金の廃止・縮減による補助事業の抑制を行うとともに、定員の計画的削減等による給与関係経費の抑制や、地方単独事業の抑制などの措置を講じることにより、地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。こうした取組により、「改革と展望」の期間（平成18年度まで）を通じて、地方財政計画の規模の抑制に努める。

(三位一体の改革)

「三位一体の改革」については、「改革と展望」の期間中（平成18年度まで）に、国庫補助負担金について概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行い、地方交付税の財源保障機能全般を見直して縮小するとともに、廃止する

国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについて、基幹税の充実を基本に税源移譲を行うこととしており、経済財政諮問会議を中心に議論を進め、「基本方針 2003」を踏まえ、これらの改革工程を早期に具体化するよう取り組む。平成 16 年度予算においても、平成 15 年度予算における取組の上に立って、今後 3 年間の取組の初年度にふさわしい成果を上げるよう、政府一丸となって以下に取り組む。

国庫補助負担金については、「国庫補助負担金等整理合理化方針」の下、「重点項目」をはじめとして広範な検討を進め、1兆円を目指して廃止・縮減等を行う。

同時に、地方交付税の改革に着手する。上記の地方歳出の見直し方針を踏まえ、地方財政計画規模の抑制を図ることにより、財源不足額の圧縮を通じて地方交付税総額の抑制に努め、その財源保障機能の縮小を図る。また、引き続き、事業費補正及び段階補正など交付税の算定方法の見直しを図る。

税源移譲を含む税源配分の見直しについては、こうした国庫補助負担金や地方交付税の改革と併せて、その具体化を図ることとし、税制調査会においても検討を行う。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、12月 16 日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基

本的見解を決定し、これを同日公表した。

記

日本銀行当座預金残高が 27~32兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添)

平成 15 年 12 月 16 日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が 27~32兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆日本銀行、「資産担保証券の買入基準見直しの検討」を公表

日本銀行は、12月 16 日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり同日対外公表を行うことを決定した。

平成 15 年 12 月 16 日
日 本 銀 行

資産担保証券の買入基準見直しの検討

1. 資産担保証券市場の発展は、信用仲介機能の向上を通じて経済の持続的成長に貢献するとともに、金融緩和効果の浸透を図る上でも意義がある。このような認識の下、日本銀行では、同市場の長期的な発展に貢献するという観点に立って、市場の基盤整備に向けた市場参加者の様々な努力を支援している。
2. 日本銀行による資産担保証券の買入れも、そうした支援の一環である。日本銀行は、制度発足時に、資産担保証券市場の発展の状況や日本銀行の財務の健全性等を勘案しつつ、買入基準の見直しを行っていく用意があることを明らかにしている。今回の政策委員会・

金融政策決定会合では、執行部より、資産担保証券市場の動向や日本銀行による買入れの実績に加え、日本銀行の主催する証券化市場フォーラムで出された市場関係者の意見が報告された。委員からは、実際の買入れの経験を踏まえて、見直しの余地があるかどうかについて検討を要請する意見が出された。

3. これを受けて議長は、本件について検討を行い、次回の金融政策決定会合において報告するよう、執行部に指示した。

◆内閣に設置された地域再生本部、「地域再生推進のための基本指針」を公表

内閣に設置された地域再生本部は、12 月 19 日、「地域再生推進のための基本指針」を決定し、公表した。基本指針の概要は以下のとおり。

地域再生推進のための基本指針（概要）

【1. 地域再生に関する基本的な考え方】

- 「国から地方へ」「官から民へ」の構造改革の流れを強化
 - 地域自らの知恵と工夫により「地域経済の活性化」と「地域雇用の創造」を実現
- ➡ 「地域が自ら考え方行動する、国はこれを支援することを基本
(地域の「自助と自立の精神」を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする。)

【2. 地域再生の取組の方針】

各地域の役割

- 地域の基幹的な産業の再生・事業転換、新規産業創出をはじめとして
「地域再生計画」を策定
- 地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史などを有効活用

①要望の提案

③地域再生計画の作成

国の役割

④計画の認定

全面的支援

②「地域再生推進のためのプログラム（仮称）」決定（政府の対応）

- 行政サービスの民間開放を阻害している制度的要因の除去
 - 思い切った権限移譲の取組促進
 - 補助金要件の改善などの施策の利便性の向上
 - 各府省の支援施策を連携・集中等
- ※積極的に構造改革特区制度を活用

➡ 地域再生本部が総合調整、連携

内閣の関係機関や各府省が行っている各種施策

雇用対策

中小企業の再生

事業転換などの経営革新

地域の基幹産業の再生

観光など新規産業の創出

都市と農山漁村の共生・対流等

【3. 今後のスケジュール等】

- 12月下旬～1月下旬 全国の地方公共団体、事業者等から提案募集
- 2月下旬 国として支援すべき事項を「プログラム」として地域再生本部で決定
(注) 法律改正が必要な事項については所要の法案を提出

◆政府、「平成16年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議了解

政府は、12月19日、「平成16年度の経済見

通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議了解し、公表した。経済見通しにかかる主要経済指標は以下のとおり。

主要経済指標

	平成14年度 (実績)	平成15年度 (実績見込み)	平成16年度 (見通し)	対前年度比増減率			
				平成14年度		平成15年度	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	497.6	497.9	500.6	▲0.7	1.2	0.1	2.0
民間最終消費支出	284.5	282.5	283.1	▲0.2	1.0	▲0.7	0.6
民間住宅	17.9	17.8	17.8	▲3.3	▲2.1	▲0.5	▲0.2
民間企業設備	71.6	74.1	76.8	▲5.8	▲3.3	3.5	8.7
民間在庫品増加(内は寄与度)	0.0	0.8	1.2	(0.3)	(0.4)	(0.2)	(0.2)
財貨・サービスの輸出	56.7	59.2	62.3	8.4	12.0	4.5	7.2
(控除)財貨・サービスの輸入	50.5	51.2	53.6	4.3	5.5	1.4	3.9
内需寄与度				▲1.1	0.4	▲0.3	1.5
民需寄与度				▲0.8	0.4	0.2	1.9
公需寄与度				▲0.3	0.0	▲0.5	▲0.3
外需寄与度				0.5	0.8	0.4	0.5
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%程度	%程度	%程度
労働力人口	6,677	6,665	6,655		▲0.9	▲0.2	▲0.1
就業者総数	6,318	6,315	6,315		▲1.1	▲0.1	▲0.0
雇用者総数	5,329	5,335	5,345		▲0.5	0.1	0.2
完全失業率	%	%程度	%程度				
	5.4	5.2	5.1				
生産	%	%程度	%程度				
鉱工業生産指数・増減率	2.8	2.9	4.1				
物価	%	%程度	%程度				
国内企業物価指数・騰落率	▲1.6	▲0.7	▲0.4				
消費者物価指数・騰落率	▲0.6	▲0.2	▲0.2				
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%程度	%程度	
貿易・サービス収支	6.4	8.3	8.6				
貿易収支	11.6	12.1	13.5				
輸出	50.1	52.0	54.6		8.5	3.7	5.2
輸入	38.5	39.9	41.1		3.6	3.5	3.0
経常収支	13.4	15.8	16.2				
経常収支対GDP比	%	%程度	%程度				
	2.7	3.2	3.2				

(注) 主要な前提は以下のとおりである。なお、これらの前提是、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
世界GDP(日本を除く)	2.6%	2.8%	3.8%
円相場(円/ドル)	121.9	113.6	109.2
原油価格(ドル/バレル)	27.4	28.5	28.3

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く)は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成15年11月1日～11月30日の1か月間の平均値(109.2円)で以後一定と想定。
3. 原油価格は、平成15年9月1日～11月30日の3か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加して以後一定と想定(28.3ドル)。

◆日本銀行、「外国中央銀行等からの預り金または外国中央銀行等のために保護預りする国債の受払にかかる日本銀行当座預金決済および国債決済のRTGS化の実施について」を公表

日本銀行は、12月22日、「外国中央銀行等からの預り金または外国中央銀行等のために保護預りする国債の受払にかかる日本銀行当座預金決済および国債決済のRTGS化の実施について」を公表した。その内容は以下のとおり。

平成15年12月22日
日本銀行

外国中央銀行等からの預り金または外国中央銀行等のために保護預りする国債の受払にかかる日本銀行当座預金決済および国債決済のRTGS化の実施について

日本銀行では、外国中央銀行等からの預り金または外国中央銀行等のために保護預りする国債の受払にかかる日本銀行当座預金決済および国債決済を、平成16年1月19日から全てRTGS化することとしましたので、お知らせします。これにより、平成13年4月24日付「国債決済のRTGS化に関する追加措置等の実施スケジュールについて」1.に掲げるもののうち現在行われている取引は、全てRTGS化が完了することとなりますので申し添えます。

◆総合規制改革会議、「規制改革の推進に関する第3次答申——活力ある日本の創造に向けて——」を公表

総合規制改革会議は、12月22日、「規制改

革の推進に関する第3次答申——活力ある日本の創造に向けて——」を取りまとめ、内閣総理大臣に提出し、公表した。その概要は以下のとおり。

「規制改革の推進に関する第3次答申」

I. 答申の調査審議の視点など

- 雇用と市場の拡大による活力ある経済社会の実現に向け、また、利用者の選択肢を拡大し、質の高い多様なサービスを享受できる豊かな国民生活の実現を目指すため、「規制改革」を推進。
- アクションプラン「重点検討17事項」について、今年度集中的に審議。
- 他の分野とあわせ全部で約340にわたる項目について指摘。来年3月に予定されている、新「規制改革3ヵ年計画」において、答申の指摘（具体的施策）を反映。

II. 答申の概要

第1章 分野横断的な取組

1. 「規制改革推進のためのアクションプラン」の適切な実行

- (1) 医薬品の一般小売店における販売
 - ・350品目的一般小売店における販売（葉効成分を変えずに医薬部外品で）<16年早期に措置>
- (2) 幼稚園・保育所の一元化
 - ・「総合施設」整備のスケジュール前倒し<17年度中に措置>
- (3) 高層住宅に関する抜本的な容積率の緩和
 - ・用途別容積型地区計画など都市計画諸制度における運用の弾力化<15年中措置>

- ・容積率制限に関するインフラ負荷などの分析・検討の開始<平成 16 年度検討開始>

- (4) 公共施設・サービスの民間開放促進（いわゆる「公物管理」の見直し）
 - ・PFI 選定事業者による公共施設等の管理・運営の拡充<16 年度中に措置>
 - ・公の施設（「各種公物管理法関連」）の管理における「指定管理者制度」の活用促進<16 年度中に措置>
 - ・道路・河川など公共施設占用許可の弾力化<16 年度中に措置>
 - ・「市場化テスト」制度の導入・民間委託の「数値目標」設定のための調査研究<16 年度中措置>

- (5) 労災保険及び雇用保険事業の民間開放など
 - ・未手続事業所を一掃するための強制届出の徹底<16 年度中に結論>
 - ・業種別リスクに応じた適正な保険料率の設定<16 年度中に結論>
 - ・雇用安定事業関連の助成金等の廃止・縮小を含めた見直し<16 年度中に措置>
 - ・公共職業訓練校における事業の効率化、民間活用促進<16 年度中に措置>

- (6) 国際的な高度人材の移入促進（日本版グリーンカードの創設など）
 - ・永住許可・不許可事例の早期公開<15 年度中に措置>
 - ・永住許可基準のガイドライン化<16 年度中に措置>

- (7) 自動車検査制度等の抜本的見直し
 - ・有効期限の延長を判断するための調査の実

施とその結果に基づく所要措置<16 年度中とりまとめ、以後速やかに実施>

- (8) 借家制度の抜本的見直し
 - ・定期借家制度の見直し<15 年度中に結論>
 - ・正当事由制度のあり方の見直し<15 年度中に結論>

- 2. 「構造改革特区」等による「官製市場」改革の推進
 - (1) 国民年金の徴収事務等の見直し
 - ・徴収事務等効率化に向けた民間委託等の推進<平成 16 年度以降逐次実施>

 - (2) 駐車違反対応業務の民間委託の推進
 - ・民間委託の範囲の拡大等<次期通常国会法案提出>

- 3. 我が国の国際的な魅力向上のための規制改革
 - (1) 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための条件整備
 - ・問題のない国・地域に対する査証免除対象国との拡大<15 年度以降逐次実施>
 - ・IT 技術者に係る資格の相互認証の拡大等<15 年度以降逐次実施、日本における英語の試験制度導入については 16 年度中に検討・結論>

 - (2) 「モノ」の移動がスムースに行われるための環境整備
 - ・輸出入・港湾関連手続の簡素化に資する国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（FAL 条約）の早期批准<16 年度中に措置>

(3) 透明で安心な投資環境の整備

- ・税制に関する文書回答制度の見直し<15年度中に措置、標準処理期間の設定については17年度中に検討・結論>

的保存の容認<15年度中に措置>

2. 競争政策

- (1) 独禁法の措置体系の見直し等<16年中に法案提出、一部逐次実施>、公取委の審査機能・体制の見直し強化<16年度中措置>

- (2) 官公需施策・中小企業者向け契約目標の在り方の見直し(新指標の導入検討)<15年度中に検討開始、16年度中に結論>

3. 法務

- (1) 社債・融資法制の連続化

- ・シンジケートローン等における担保権管理に関する制度整備、社債の担保の種類制限の撤廃等について検討<15年度以降逐次検討・結論>

4. 金融

- (1) 金融サービス(証券)法制の横断化

- ・資本市場分野を横断的にカバーできる投資者保護法制の構築<15年度以降逐次検討・結論>

- (2) 資産運用アドバイス業務の取扱い

- ・銀行が一定の範囲で顧客の金融資産に対する総合的アドバイス業務(資産運用アドバイス業務)を取り扱えることの明確化<15年度中に検討・結論>

5. 教育・研究

- (1) 国立大学法人の評価に基づく組織の見直し

- (2) コミュニティ・スクール(地域運営学校)の法制化<16年度中に措置>

4. 「規制改革集中受付月間」の推進

- (1) 前回の規制改革集中受付月間に於いて全国規模で実施するとされた事項(67項目)の深掘り等
- (2) 「規制改革集中受付月間」の定着化<15年度中に措置、以降逐次実施>

5. 規制に関する基本ルールの見直し

- ・総理の下での時限的な規制改革推進機関の設置(来年4月以降)
- ・新「規制改革3ヵ年計画」の策定
- ・パブリック・コメント手続き、日本版ノーアクションレター制度の見直し<16年度中に措置>
- ・行政立法手続等を含めた行政手続法の見直し<16年度中に検討開始>
- ・規制影響分析(RIA)導入の推進<16年度から試行的に実施、毎年度把握・分析>

第2章 分野別各論1. IT

- (1) 情報通信ネットワークインフラの一層の整備促進
 - ・電波利用料制度の抜本的見直し<16年度中に検討・結論>
- (2) 社会・経済活動全般におけるIT利用の活性化
 - ・民間に保存の義務付けのある文書等の電子

- (3) 借入金による大学・学部等の設置等の容認
＜16年度中に措置＞

年度中に措置＞

6. 医療・福祉

- (1) I T化の推進による医療事務の効率化と質の向上

・審査支払機関から保険者への電子的手法によるレセプトの提出＜16年度中に結論＞
＊医療機関から審査支払機関への電子的手法による提出は容認済み

・電子カルテシステムの普及、医療用語・コードの標準化・徹底等＜16年度中に措置、逐次実施＞

- (2) 外国人医師・看護師が我が国の国家資格を受験する場合の在留資格要件の緩和など
・永住資格を持つ者以外の者の国家資格試験の受験の容認＜16年度中に措置＞

7. 雇用・労働

- (1) 募集・採用における年齢制限の緩和・差別撤廃＜次期通常国会に法案提出等所要の措置、等＞

- (2) 紹介予定派遣以外の派遣における事前面接の解禁に向けた検討＜平成17年度中検討＞

8. 農林水産業

- (1) 農地制度の改革＜15年度中に検討開始、17年度当初までに基本的方向について結論、17年度以降逐次実施等＞

- (2) 農協における情報開示の促進（総会報告の充実の検討）＜15年度中に検討開始、16

9. エネルギー

- (1) 電気事業、ガス事業において自由化範囲の拡大の進展に応じその効果についての速やかな評価開始

- (2) 市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化＜16年度より逐次実施＞

10. 住宅・土地・公共工事・環境

- (1) 不動産取引価額情報の開示に係る新たな制度の創設＜15年度結論＞

- (2) ヒートアイランド対策に資する都市の緑地保全と緑化推進に係る制度の充実＜16年度中に措置＞

11. 運輸

- (1) 内航海運業に係る参入規制の見直し＜15年度中に結論、以降速やかに措置＞

- (2) 高速道路における自動二輪車二人乗り規制の見直し＜15年度中可能な限り早期に最終結論＞等

◆産業金融機能強化関係閣僚等による会合、「経済活性化のための産業機能強化策」を公表

産業金融機能強化関係閣僚等による会合は、12月24日、「経済活性化のための産業金融強化策」を取りまとめ、公表した。その概要は以下のとおり。

平成15年12月
産業金融機能強化
関係閣僚等による会合

経済活性化のための産業金融機能強化策（概要）

I. 総論

1. 趣旨

(1) 経済全体の大きな飛躍のために、産業の活性化と産業金融の機能強化、両面での対応が必要である。

(2) 産業の資金需要に高まりの兆しが見られるこの機を捉え、経済活性化に資する観点から、中小企業や地域産業をはじめ、経済の隅々にまで、幅広く、効果的に資金が供給されるよう、産業金融機能の強化を行う。

(3) 「骨太方針2003」で掲げられた項目を一層深化させ、政府の各施策を有機的に連携させつつ、日本銀行等関係機関と一体となって、取り組む。

2. 基本的方向

(1) 産業金融の機能強化の前提として、資金の取り手である産業サイドにおいて収益力・財務基盤の強化に取り組み、中小企業や地域産業の活力を増進する施策に万全を尽くす。

(2) 産業金融の機能強化に向けて、上記と併せて、以下の多様化を基本的な方向とする。

- ①産業金融の担い手の多様化
- ②産業金融の手法の多様化
- ③リスクへの対応の多様化

④政策支援対象の多様化

(3) 市場の公正性、透明性を確保し、資金の出し手である投資家に対する適切な保護を行うことにより、その信認を得る。

II. 各論

1. 多様な資金の流れの整備

－産業金融の担い手・手法の多様化－

(1) 信託制度の整備を通じた金融の活性化

- ・信託業法を改正し、信託業の担い手や受託可能財産の範囲を拡大し、企業の資金調達の経路や手法の多様化を図る。
- ・信託会社について、証券化支援や公的信用補完制度の対象とするなど、信託会社を活用して資金調達する枠組みを支援する。

(2) ファンドによる資金仲介機能の拡充

- ・中小企業等投資事業有限責任組合法を改正し、ファンドの投資対象の拡大や機能の追加を行うとともに、所要の投資家保護ルールを整備し、資金仲介の枠組みを整備する。
- ・中小企業総合事業団の出資をはじめ、創業・再生等を支援するファンドの組成を促進する。

(3) 中小企業金融の手法の多様化の促進

- ・中小企業金融公庫法を改正し、証券化支援業務を加え、中小企業の資金調達における新しい金融手法を支援する。
- ・その際、金融機関のみならず信託会社の中企業向け貸付債権も支援対象とするほか、一定の事業会社も対象とする前提で具体的基準を検討する。

(4) 中小企業金融のセーフティネットの拡充

中小企業金融のセーフティネット制度について積極的な活用・充実を図る。

(5) 中堅企業への支援の拡充

中堅企業に対する資金調達を円滑化するため、新たな担い手や金融手法の活用を促進する。

(6) 日本銀行による中小・中堅企業金融の円滑化支援

日本銀行においては、中小・中堅企業金融等を一層円滑化するため、資産担保証券の買入れについて必要な見直しを行いつつ、これらを通じて証券化市場を活用しやすい環境を整える等、適切な対応を行うことを期待する。

2. リスクへの対応の多様化

—担保や保証に過度に依存しない資金調達—

(1) 信用リスクデータベースの充実と活用

企業を財務状況で評価する「信用リスクデータベース」について、金融機関のニーズ等を踏まえ、信用リスクの評価・管理のための基盤インフラとして機能強化し、一層の活用を促進する。

(2) 中小企業の会計の質の向上による資金調達の円滑化

中小企業の決算書類の信用力強化と財務情報の開示を促進し、担保や保証に過度に依存しない、リスクに見合った融資条件の下での資金調達を円滑化する。

(3) 不動産担保によらない担保制度の整備と人的保証の適正化

・不動産担保によらない担保制度（在庫等の動産譲渡の公示制度等）について、早期の

実現や活用の促進を図る。

- ・個人保証、特に、保証債務額の上限を定めていない根保証の適正化のため、法的措置も含め必要な見直しを行う。
- ・売掛債権を活用した資金調達を進めるため、譲渡禁止特約解除について経営者団体・産業界へ再度の協力要請を行う。

(4) リレーションシップバンキングにおける新しい中小企業金融への取組

金融機関による貸出後の業況把握の徹底、財務制限条項や信用格付けモデルの活用等により、不動産担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る。

(5) 中小企業向け政策金融における適切な対応

中小企業向けの融資については、民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ政策金融の活用を図りながら、リスクに見合った金利設定の導入など、融資条件を適切に見直す。

(6) 知的財産権の活用の促進

知的財産を活用した資金調達を進めるため、評価手法の確立等、基盤整備を図る。

(7) 企業経営者の再起の促進

破産法を改正し、破産者の手元に残る自由財産を増やすとともに、民事再生法を改正し、個人向けの簡便な再生手続の対象者の範囲を拡大することで、経営者の再起を促進する。

3. 産業の収益力・財務基盤強化

—産業の活性化と企業の活力増進—

(1) 事業再生・産業再編や企業の活性化の促進

産業活力再生法に基づく事業再生・産業再編

や中小企業経営革新支援法などに基づく企業の活性化について的確にフォローアップを行う。

(2) 企業による自らの経営・財務状況やリスクの的確な把握

決算書類の精度向上や信用リスクデータベースの活用等により、企業自らの経営・財務状況やリスクの的確な把握を促す。

(3) リレーションシップバンкиングにおける中小企業に対する経営支援機能の強化

経営情報等を提供する仕組みの整備、ベンチャー企業向け業務についての関係機関との連携強化、中小企業再生支援協議会の機能活用な

どにより、各金融機関が中小企業に対する経営支援を着実に実施するよう促す。

(4) 産業金融を担う人材の充実

事業再生、地域金融、財務管理サービスなどの分野における人材の育成を加速する。

◆平成 16 年度一般会計予算および財政投融資計画の政府案について

政府は、12月24日、平成16年度一般会計予算および財政投融資計画について閣議決定した。その概要は以下のとおり。

平成 16 年度一般会計予算案

(単位 億円、%)

		16年度	15年度 当初予算比 増減(△)率
歳入	租税及印紙収入	417,470	△ 0.1
	その他収入	37,739	6.1
	公債金	365,900	0.4
	合計	821,109	0.4
歳出	一般歳出	476,320	0.1
	うち 社会保障関係費	197,970	4.2
	文教及び科学振興費	61,330	△ 5.2
	恩給関係費	11,321	△ 5.9
	防衛関係費	49,030	△ 1.0
	公共事業関係費	78,159	△ 3.5
	経済協力費	7,686	△ 5.8
	中小企業対策費	1,738	0.5
	エネルギー対策費	5,065	△ 9.0
	食料安定供給関係費	6,749	△ 1.8
	産業投資特別会計へ繰入	988	△ 39.6
	その他の事項経費	52,784	2.9
	予備費	3,500	0.0
	国債費	175,686	4.6
	地方交付税交付金等	164,935	△ 5.2
	改革推進公共投資事業償還時補助等	4,169	—
合計		821,109	0.4

平成 16 年度財政投融資計画

(単位：億円、%)

区分	平成15年度 計画	平成16年度 計画	伸率	(参考) 貸付規模・事業規模		
				平成15年度	平成16年度	伸率
1. 住宅関連機関	30,115	12,603	△ 58.2	68,489	57,387	△ 16.2
うち住宅金融公庫	20,947	1,456	△ 93.0	59,493	49,138	△ 17.4
独立行政法人都市再生機構	9,168	11,147	21.6	8,996	8,249	△ 8.3
2. 中小企業関連機関	43,610	40,258	△ 7.7	74,305	74,305	0.0
うち国民生活金融公庫	30,500	27,500	△ 9.8	36,805	36,805	0.0
中小企業金融公庫	13,010	12,658	△ 2.7	19,000	19,000	0.0
3. その他の公庫・銀行	24,538	22,644	△ 7.7	37,195	36,585	△ 1.6
うち国際協力銀行	11,908	10,746	△ 9.8	18,800	18,400	△ 2.1
日本政策投資銀行	9,050	8,750	△ 3.3	11,780	11,780	0.0
4. その他の独立行政法人等	43,642	42,389	△ 2.9	46,587	42,904	△ 7.9
うち日本道路公団	22,130	22,130	0.0	14,423	13,275	△ 8.0
首都高速道路公団	4,690	4,478	△ 4.5	2,506	2,453	△ 2.1
阪神高速道路公団	3,704	2,625	△ 29.1	1,419	1,158	△ 18.4
独立行政法人福祉医療機構	3,833	3,989	4.1	6,487	7,097	9.4
独立行政法人日本学生支援機構	2,276	3,067	34.8	3,405	4,316	26.8
小計	141,905	117,894	△ 16.9	226,576	211,181	△ 6.8
5. 地方	92,210	87,000	△ 5.7	184,845	174,843	△ 5.4
うち地方公共団体	76,900	73,200	△ 4.8	184,845	174,843	△ 5.4
[うち地方債計画上の政府資金]	[76,900	56,000	△ 27.2]			
公営企業金融公庫	15,310	13,800	△ 9.9	(17,800)	(16,140)	(△ 9.3)
合計	234,115	204,894	△ 12.5	411,421	386,024	△ 6.2

- (注) 1. 「独立行政法人都市再生機構」の平成 16 年度欄の金額には、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団（地方都市開発整備等事業勘定）の計画額を含み、平成 15 年度欄の金額は、都市基盤整備公団と地域振興整備公団（地方都市開発整備等事業勘定）の計画額の合計である。
2. 「独立行政法人福祉医療機構」の平成 15 年度欄の金額には、旧社会福祉・医療事業団の平成 15 年度計画額を含む。
3. 「独立行政法人日本学生支援機構」の平成 15 年度欄の金額は、日本育英会の平成 15 年度計画額である。
4. 「公営企業金融公庫」の貸付規模は、「地方公共団体」の金額（地方債計画額）の内数であるため、同公庫に係る分を（ ）内書で計上している。
5. 本表は計数整理の結果、異動があることがある。

◆金融審議会金融分科会第一部会、「市場機能を中心とする金融システムに向けて」を公表

金融審議会金融分科会第一部会は、12月24日、「市場機能を中心とする金融システムに向けて」を公表した。要旨は以下のとおり。

市場機能を中心とする金融システムに向けて(要旨)

趣旨

ビッグバン改革の成果を検証しつつ、市場機能を中心とする金融システムへの再構築に向け、現段階で必要な制度改革の方向性を得る。

1. 市場間競争の制度的枠組み（取引所WG）

(1) 取引所とPTS（私設取引システム）の競争条件のイコールフッティングを徹底する。具体的には、取引所取引原則を廃止し、証券会社の顧客に対する最良執行義務を導入するとともに、PTSの価格形成機能として取引所同様のオーダーショット方式を導入する。

(2) ジャスダックの取引所化は市場間競争に資するものとして評価でき、この結果、制度としての店頭市場は不要になるものの、グリーンシートその他の自然発生的相対取引の受け皿として当面存置して差し支えない。

(3) グリーンシートは、その自由度を維持したまま証券取引法に位置づけることによって認知度を高め、あわせて税制支援措置を講ずる。

2. ディスクロージャー制度の整備（ディスクロージャーWG）

(1) 市場入門商品である投資信託の目論見書に

つき、投資家のニーズに応じた情報入手を可能とするため、有価証券届出書の記載内容を、必ず投資家に交付する情報、投資家からの請求に応じて交付する追加情報、公衆縦覧情報の三部構成とする。

(2) 公開買付制度が迅速な企業再編の支障にならぬよう、強制適用の要件緩和を図るほか、企業の資金調達を容易にするための所要の規制緩和などを措置する。

3. 市場監視機能・体制の強化

(1) ルール違反は割に合わないという規律を確立するため、違反行為の程度や態様に応じた有効なエンフォースメント手段として、課徴金制度を導入するとともに、差止・是正命令制度を改善する。あわせて、举証責任の転換を含め、被害者による民事責任追及を容易にするための措置を講ずる。

(2) 強化された監視機能行使する体制として、行政による証券検査は基本的に監視委員会に一元化するとともに、証券業協会や証券取引所など自主規制機関との役割分担を明確化し、効率的執行を確保する。また、協会や取引所の自主規制部門における業務執行の独立性を担保する。

4. 投資サービスにおける投資家保護のあり方

(1) 経済効果が同じ投資サービスは、同じ投資家保護の仕組みが必要であり、組合型投資スキーム（民法組合、商法匿名組合、中小企業等投資事業有限責任組合など）を利用して一般投資家から資金調達する場合には、投資信託やSPCと同様に証券取引法を適用する。

(2) これまで投資家保護が図られていない投資サービス、今後登場するであろう新たな投資サービスに対応する証券取引法を中心とした有効な投資家保護のあり方について検討する。また、証券取引法の投資サービス法への改組の可能性も含めたより幅広い投資家保護の枠組みについて中期的課題として検討する。

5. 投資教育のあり方

市場機能を中核とする金融システムへの再構築に向け、国民の意識変革を促すための投資教育を政策として遂行する。このため、すでに行政、各証券団体、証券会社、NPOなどによって開発・蓄積されている有効な教材や教育方法など、資源やノウハウを集約する。その上で、関係団体と行政が連携して、学校から社会人へ至る投資教育のスタンダードモデルを作成し、資源やノウハウを共有しつつ有効に提供していく体制を確立する。

6. 銀行・証券の連携強化

多くの中小企業が市場から資金調達し、そこへ多くの国民が投資する状況を実現するためには、中小企業の実情を最も熟知し、国民にとって最もなじみのある窓口である銀行が、証券会社と連携して取り組むことが有効である。

このため、銀行による、貸出先企業への公開に向けたアドバイスや、公開可能企業の引受証券会社への紹介（市場誘導業務）は証券取引法第65条に抵触しないことを明確化するとともに、弊害防止措置を講じつつ、銀行窓口での証券取引の勧誘や証券会社への取次（証券仲介業務）を解禁する。

◆日本銀行、「外国為替資金特別会計からの外貨債券の売戻条件付買入について」を公表

日本銀行は、12月26日、「外国為替資金特別会計からの外貨債券の売戻条件付買入について」を公表した。その内容は以下のとおり。

平成15年12月26日
日本銀行

外国為替資金特別会計からの外貨債券の売戻条件付買入について

1. 日本銀行は、財務省からの要請を受けて、外国為替資金特別会計（以下「外為特会」という。）の円資金調達のため、外為特会の保有する外貨債券の売買について協議を行ったが、今般、財務省との間で、別紙要綱のとおり対応していくことで合意した。
2. 本措置は、外為特会において、財務省が一時借入金等の限度額に余裕がないと認める場合に、日本銀行への外貨債券の売却以外の方法により必要な円資金の調達が可能となるまでのやむを得ない時限的な対応として、財務省からの依頼に基づき、日本銀行が外為特会の保有する外貨債券の売戻条件付買入を行うものである。
3. 日本銀行としては、現下の金融経済情勢等に鑑み、政府が為替市場の動向に対し、引き機動的に対応するために必要な円資金の調達に応じることが適当であると判断した。な

お、本措置の実施に当たっては、中央銀行と政府部門との取引のあり方に配慮して、買入残高ベースで 10 兆円を上限とするとともに、買入を行う期間を 16 年 3 月末までとすることとした。

別 紙

外国為替資金特別会計からの外貨債券の売戻条件付買入に関する取極要綱

1. 買入実行

外国為替資金特別会計（以下「外為特会」という。）において、財務省が一時借入金等の限度額に余裕がないと認める場合に、日本銀行への外貨債券の売却以外の方法により必要な円資金の調達が可能となるまでのやむを得ない時限的な対応として、財務省から日本銀行に対して外為特会が保有する外貨債券の買入の依頼があったときには、日本銀行は、外為特会が保有する外貨債券について売戻条件付買入を行うことができる。

2. 買入残高の上限

10 兆円とする。

3. 売戻条件

買入に当たっては、買入日の翌日から起算して 3 ヶ月以内の確定日に売戻を行う旨の条件を付す。ただし、売戻日が平成 16 年 3 月 31 日以前の買入については、外為特会が売却した外貨

債券を買戻すために必要な円資金の調達が可能となるまでの間に限り、売戻期限を当初の売戻日の翌日から起算して 3 ヶ月の範囲内で延長することができる。

4. 期限前売戻

3. の定めにかかわらず、外為特会の円資金繰りに余裕が生じた場合には、可及的速やかに期限前売戻を行う。

5. 買入対象債券

米国財務省証書とする。

6. 買入価格

買入対象債券の市場実勢価格を勘案して定める米ドル建ての価格に、買入時の基準外国為替相場を乗じて得た金額とする。

7. 売戻価格

売戻価格は、買入価格に、買入価格に対して買入日から売戻日までの日数に応じて算出する金額（政府短期証券の直近の公募入札における募入平均価格と償還金額との差額に基づき算出する。）を加えた金額とする。

8. 買入を行う期間

買入は、平成 16 年 3 月 31 日までの間、行うことができる。ただし、外為特会において、日本銀行への外貨債券の売却以外の方法により必要な円資金の調達が可能となった場合には、爾後買入を行わないこととする。

◆現行金利一覧

(16年1月19日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合（基準割引率および基準貸付 利率）	0.10	13. 9.19 (0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3.28 (1.500)
長期プライムレート	1.7	15. 12.10 (1.8)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行
のもの。ただし、短期プライムレートについては、都
銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期
は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(16年1月19日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債（10年）	応募者利回り (%)	〈1月債〉	〈12月債〉
	表面利率 (%)	1.320	1.380
	発行価格 (円)	1.4 100.70	1.4 100.17
政府短期証券	応募者利回り (%) 発行価格 (円)	〈16年1月19日発行分〉 0.0055 99.9986	〈16年1月13日発行分〉 0.0020 99.9995
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈1月債〉 1.440 1.4 99.65	〈12月債〉 1.546 1.5 99.60
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈1月債〉 1.448 1.4 99.58	〈12月債〉 1.523 1.5 99.8
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈1月債〉 0.65 0.65 100.00	〈12月債〉 0.65 0.65 100.00
割引金融債	応募者利回り (%) 同税引後 (%) 割引率 (%) 発行価格 (円)	〈1月後半債〉 0.060 0.050 0.05 99.94	〈1月前半債〉 0.060 0.050 0.05 99.94

(注) 1. 国債の発行価格は割当平均価格。

2. 政府短期証券の応募者利回りは募入平均利回り、発行
価格は募入平均価格。
3. 公募地方債は最低レート。
4. 利付金融債および割引金融債の発行条件は、最低レー
トを採用した金融債の計数を掲載。